

地域密着型特別養護老人ホーム和音 運営規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人共立福祉会が運営する地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム和音（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、下諏訪町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム 和音
- (2) 所在地 長野県諏訪郡下諏訪町4770番地2

第2章 職員及び職務内容

(職 員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤）
- (2) 医師 1名（非常勤、嘱託）
- (3) 介護支援専門員 1名以上（常勤）
- (4) 生活相談員 1名以上（常勤）
- (5) 介護職員 10名以上（常勤）
- (6) 看護職員 1名以上（常勤）

- (7) 栄養士 1名
- (8) 機能訓練指導員 1名（兼務可）
- (9) 事務員 1名
- (10) 調理員 3名（委託調理員）

（職 務）

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を次のとおり行う。

- (1) 施設長（管理者）は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法および介護保険法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長（管理者）に事故があるときは、あらかじめ施設長（管理者）が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。
- (2) 医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (7) 栄養士は、嗜好を考慮した献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。
- (11) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

（職員の勤務体制等）

第6条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長（管理者）は毎月の勤務割表を、その前月の末日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

- 3 施設長（管理者）は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 入居定員

（入居定員）

第7条 施設の入居者の定員は、29名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

（ユニットの数及び定員）

第8条 施設が提供する一の居室は個室とし、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

- 2 ユニットの数は4ユニットとし、それぞれの定員は7名、7名、7名、8名とする。
- 3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

第4章 入退所

（サービス内容及び手続の説明及び同意）

第9条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（サービス提供拒否の禁止）

第10条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第12条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

る。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第 13 条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（入退所）

第 14 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等把握に努めるものとする。

- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 5 章 サービス（処遇）内容及び費用の額

（サービスの取扱い方針）

第 15 条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い同意を得るものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、また施設・事業所内の掲示板等で公表することにより常にその改善を図るものとする。
- 9 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(介護)

- 第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

9 施設は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（食 事）

第 17 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第 20 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることがで

きる。

- (1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）
 - (3) 理美容代
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 21 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した施設サービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第 6 章 虐待防止および身体拘束に関する事項

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護のため、身体拘束や虐待の発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 法人が設置する身体拘束虐待防止委員会に参加し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束および虐待防止のため事業所指針を整備する。
- (3) 身体拘束および虐待を防止するための定期的な研修に参加する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

第 7 章 施設の利用に当たっての留意事項

（施設の利用に当たっての留意事項等）

第 23 条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければ

ならない。

- (1) 施設内は全面禁煙のため、喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと

2 施設長（管理者）は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続により、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

（緊急時における対応）

第 24 条 施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第 25 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 施設は、事故の状況および講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。
- 4 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

第 8 章 非常災害対策

（非常災害対策）

第 26 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 施設は年 2 回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち 1 回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

第 9 章 その他運営に関する事項

（運営推進会議）

第 27 条 施設の行う指定介護老人福祉施設入所者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、下諏訪町または地域包括支援センターの職員および地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者で構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定介護老人福祉施設入所者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(衛生管理等)

第28条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第29条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第30条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第31条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介すること

の対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（重要事項の揭示）

第 32 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（会計の区分）

第 33 条 施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、社会福祉法人共立福祉会経理規程の定めるところによる。

（記録の整備）

第 34 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

（身体拘束の記録、苦情内容記録、事故報告記録にあたっては、5 年間の保存とする）

（法令との関係）

第 35 条 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）その他関連法令の定めるところによる。

附 則

1.この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2.令和 6 年 3 月 1 日 一部改訂